平成２２年（フ）第７９８号
茨城県水戸市東赤塚4322番地の１、旧住所茨城県水戸市新原１丁目16番22号　中野方
債務者　山川　静子
１　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第２０号
茨城県常陸太田市折橋町1057番地の３　３－１号、旧住所茨城県常陸太田市折橋町785番地の５
債務者　田中　恭司
１　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第２１号
茨城県ひたちなか市十三奉行11962番地２
債務者　鈴木　　信
１　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第２５号
茨城県ひたちなか市大字足崎1474番地267高野住宅Ａ棟
債務者　石渕　則仁
１　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第３０号
茨城県東茨城郡城里町大字北方1576番地の２
債務者　本多　義則
１　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第３１号
茨城県鉾田市安房1407番地
債務者　羽生　範子
１　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第３２号
茨城県鉾田市安房1407番地
債務者　羽生　正範
１　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第４０号
茨城県水戸市元山町１丁目７番８号
債務者　大槻　常典
１　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第４１号
茨城県水戸市元山町１丁目７番８号
債務者　大槻　裕子
１　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第４４号
茨城県水戸市文京１丁目６番13号　フレグランス荻原Ａ棟201号
債務者　田口　光作（旧姓舘）
１　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第４５号
茨城県水戸市文京１丁目６番13号　フレグランス荻原Ａ棟201号
債務者　舘　　睦
１　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第４８号
茨城県水戸市河和田１丁目1649番地の21　コーポラス赤塚201号、旧住所千葉県佐倉市王子台２丁目26番地６　カーサグランデ202
債務者　京相　綾子
１　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第５４号
茨城県常陸大宮市抽ケ台町815番地の18　ルモンド大宮５号棟203
債務者　梶山　　誠
１　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第６５号
茨城県ひたちなか市大字足崎1320番地29
債務者　沼田　悦子
１　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第７４号
茨城県笠間市泉2407番地
債務者　三村　　勝
１　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第４５７号
茨城県つくば市若森1246番地
債務者　澤辺　訓代
１　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第２９号
茨城県土浦市下高津１丁目22番34号、前住所茨城県稲敷郡阿見町大字阿見4400番地５
債務者　佐藤　昌宏
１　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係